

11
2
165

明治二十二年二月刊行

大日本帝國憲法

大阪

博愛堂發行

議院法
衆議院選舉法
會計法
貴族院令

96

新編
九百六
帝
國
軍
官
考
察
記
實

欠

MISSING

府の帝國議會を召集する事能はざる時の勅命に依り財政上必要の處分をなす事を得
前項の場合に於て、次の會期に於て帝國議會に提出し其承諾を求むるを要す

第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざる時は政府は前年
度の豫算を施行せし

第七十二條 國家の歳入歳入の決算は會計検査院之を検査確定し政府の其検査報告と
具に之を帝國議會に提出すへし

會計検査院の組織及職權の法律を以て之を定む
第七三章 補則

第七十三條 將來此憲法の條項を改正するに必要ある時は勅命を以て議案を帝國議會
の議に付すへし此場合に於て兩議院は各其總員三分の二以上出席するにあらざれば
議事を開く事を得ず出席議員三分の二以上の多數を得るにあらざれば改正の議決を
なす事を得ず

第七十四條 皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せし皇室典範を以て此憲法の
條規を變更する事を得ず

第七十五條 憲法及び皇室典範は攝政を置くの間之を變更する事を得ず

第七十六條 法律規則命令又は何等の名稱を用ひたるに拘らず此憲法に矛盾せざる現
行の法令は總て遵由の効力を有す歳出 上 政府の義務に係る現在の契約又は命令は
總て第六十七條の例に據る

議院法

朕樞密顧問の諮詢を経て議院法を裁可し之を公布せしめ併せて貴族院及衆議院成立の
日より各々本法に依り施行すべきことを命ぜ

御名 御璽

- 内閣總理大臣伯爵黑田清隆
- 樞密院議長伯爵伊藤博文
- 外務大臣伯爵大隈重信
- 海軍大臣伯爵西郷從道
- 農商務大臣伯爵井上馨
- 司法大臣伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼伯爵松方正義
- 内務大臣伯爵大山巖
- 陸軍大臣伯爵森有禮
- 文部大臣伯爵武揚
- 遞信大臣伯爵本武揚

明治二十二年二月十一日

法律第貳號
議院法

第一章 帝國議會の召集成立及開會

第一條 帝國議會召集の勅諭の集會の期日を定め少くとも四十日前に之を發布すべし

第二條 議員は召集の勅諭に指定したる期日に於て各議院の會堂に集會すべし

第三條 衆議院の議長副議長は其の院に於て各々三名の候補者を選擧せしめ其の中より之を勅任すべし

議長副議長の勅任せらるゝまで書記官長議長の職務を行ふべし

第四條 各議院は抽籤法に依り總議員を數部に分割し每部々長一名を部員中に於て互選すべし

第五條 兩議院成立たる後勅命を以て帝國議會開會の日を定め兩院議員を貴族院と會合せしめ開院式を行ふべし

第六條 前條の場合に於て貴族院議長は議長の職務を行ふべし

第二章 議長書記官及經費

第七條 各議院の議長副議長は各々一員とす

第八條 衆議院の議長副議長の任期は議員の任期に依る

第九條 衆議院の議長副議長辭職又は其の他の事故に由り闕位となりたるときは繼任者の任期は仍前任者の任期に依る

第十條 各議院の議長は其の議院の秩序を保持し議事を整理し院外に對し議院を代表す

第十一條 議長は議會閉會の間に於て仍其の議院の事務を指揮す

第十二條 議長は常任委員會及特別委員會に臨席し發言することを得但し表決の數又預からざ

第十三條 各議院又於て議長故障あるときは副議長之を代理す

第十四條 各議院に於て議長副議長俱に故障あるときは假議長を選擧し議長の職務を行はしむべし

第十五條 各議院の議長副議長に任期滿限又達するも後任者の勅任せらるゝまでは仍其の職務を繼續とす

第十六條 各議院又書記官長一人書記官數人を置く

書記官長は勅任とす書記官は奏任とす

第十七條 書記官長は議長の指揮に依り書記官の事務を提理し公文は署名す

書記官は議事録及其の他の文書案を作り事務を掌理す

書記官の外他の必要なる職員は書記官長之を任ぜ

第十八條 兩議院の經費は國庫より之を支出す

第三章 議長副議長及議員歳費

第十九條 各議院の議長は歳費として四千圓副議長は二千圓貴族院の被選及勅任議員及衆議院の議員は八百圓を受け別に定むる所の規則に従ひ旅費を受く但し召集に應ぜざる者は歳費を受くることを得ず

議長副議長及議員は歳費を辭することを得ず

官吏にして議員たる者は歳費を受くることを得ず

第二十五條の場合に於ては第一項歳費の外議院の定むる所に依り一日五圓より多からざる手當を受く

第四章 委員

第二十條 各議院の委員は全院委員常任委員及特別委員の三類とす

全院委員は議院の全員を以て委員と爲すものとす

常任委員は事務の必要に依り之を數科に分割し負擔の事件を審査する爲各部に於て同數の委員を總議員中より撰舉し一會期中其の任に在るものとす

特別委員の一事件を審査する爲に議院の撰舉を以て特に付託を受くるものとす

第二十一條 全院委員長は一會期ごとに開會の始に於て之を撰舉す

常任委員長及特別委員長は各委員會に於て之を互撰す

第二十二條 全院委員會は議院三分の一以上常任委員會及特別委員會の委員半数以上出席するに非ざれば議事を開き議決を爲すことを得ず

第二十三條 常任委員會及特別委員會は議員の外傍聴を禁ぜ但し委員會の決議より議員の傍聴を禁ぜることを得

第二十四條 各委員長は委員會の経過及結果を議院に報告すべし

第二十五條 各議院は政府の要求に依り又は其の同意を経て議會閉會の間委員をして議案の審査を繼續せしむることを得

第五章 會議

第二十六條 各議院の議長は議事日程を定めて之を議院に報告す

議事日程は政府より提出したる議案を先にをべし但し他の議事緊急の場合に於て政

府の同意を得たるときは此の限に在らざ

第二十七條 法律の議案は三讀會を経て之を議決すべし但し政府の要求若ば議員十人以上の要求に由り議院に於て出席議員三分の二以上の多數を以て可決したるときは三讀會の順序を省略することを得

第二十八條 政府より提出したる議案は委員の審査を経て之を議決することを得る但し緊急の場合に於て政府の要求に由るものは此の限に在らざ

第二十九條 凡て議案を發議し及議院の會議に於て議案に對し修正の動議を發するものは二十人以上の賛成あるに非ざれば議題は爲すことを得ざ

第三十條 政府は何時たりとも既に提出したる議案を修正し又ハ撤回することを得

第三十一條 凡て議案は最後に議決したる議院の議長より國務大臣を経由して之を奏上すべし

但し兩議院の一に於て提出したる議案にして他の議院に於て否決したるときは第五十四條第二項の規定に依る

第三十二條 兩議院の議決を経て奏上したる議案にして裁可せらるゝものは次の會期まで公布せらるべし

第六章 停會閉會

第三十三條 政府は何時たりとも十五日以内に於て議院の停會を命ぜることを得

議院停會の後再び開會したるときは前會の議事を繼續すべし

第三十四條 衆議院の解散に依り貴族院に停會を命じたる場合又於て前條第二項の例に依らざ

第三十五條 帝國議會閉會の場合に於て議案建議請願の議決に至らざるもの後會に繼續せざ但し第二十五條の場合に於ては此の限に在らざ

第七章 秘密會議

第三十七條 各議院の會議は左の場合に於て公開を停むることを得

一 議長又ハ議員十人以上の發議に由り議院之を可決したるとき
二 政府より要求を受けたるとき

第三十八條 議長又は議員十人以上より秘密會議を發議したるときは議長は直に傍聽人を退去せしめ討論を用ゐるを許して可否の決を取るべし

第三十九條 秘密會議は刑行することを許さざ

第八章 豫算案の議定

第四十條 政府より豫算案を衆議院に提出したるときは豫算委員は其の院に於て受取りたる日より十五日以内を審査を終り議院に報告すべし

第四十一條 豫算案に就き議院の會議に於て修正の動議を發するものは三十人以上の賛成あるに非ざれば議題と爲すことを得ず

第九章 國務大臣及政府委員

第四十二條 國務大臣及政府委員の發言は何時たりとも之を許すべし但し之が爲に議員の演説を中止せしむることを得ず

第四十三條 議院に於て議案を委員に付したるときは國務大臣及政府委員は何時たりとも委員會に出席之意見を述べることを得

第四十四條 委員會は議長を経由して政府委員の説明を求むることを得

第四十五條 國務大臣及政府委員は議員たる者を除く外議院の會議に於て表決の數に預からず

第四十六條 常任委員會又は特別委員會を開くときは毎會委員長より其の主任の國務大臣及政府委員に報知すべし

第四十七條 議事日程及議事に關する報告は議員に分配すると同時に之を國務大臣及政府委員に送付すべし

第十章 質問

第四十八條 兩議院の議員政府に對し質問を爲さむるときは三十人以上の賛成者あるを要す

質問の簡明ある主意書を作り賛成者と共に連署して之を議長に提出すべし

第四十九條 質問主意書の議長之を政府に轉送し國務大臣は直に答辨を爲し又ハ答辨すべき期日を定め若答辨を爲さざるときは其の理由を説明すべし

第五十條 國務大臣の答辨を得又は答辨を得ざるときは質問の事件に付議員は建議の動議を爲すことを得

第十一章 上奏及建議

第五十一條 各議院上奏せむるときは文書を奉呈し又は議長を以て總代とし謁見を請ひ之を奉呈することを得

各議院の建議は文書を以て政府に呈出すべし

第五十二條 各議院に於て上奏又ハ建議の動議は三十人以上の賛成あるに非ざれば議

題と爲すことを得ず

第十二章 兩議院關係

第五十三條 豫算を除く外政府の議案を付するは兩議院の内何れを先にするも便宜に依る

第五十四條 甲議院に於て政府の議案を可決又は修正又は議決したるときは乙議院に之を移すべし乙議院に於て甲議員の議決に同意し又は否決したるときは之を奏上すると同時に甲議院に通知すべし

乙議院に於て甲議院の提出したる議案を否決したるときは之を甲議院に通知すべし

第五十五條 乙議院に於て甲議院より移したる議案に對し之を修正したるときは之を甲議院に回付すべし甲議院に於て乙議院の修正に同意したるときは之を奏上すると同時に乙議院に通知すべし若之に同意せざるときは兩院協議會を開くことを求むべし

甲議院より協議會を開くことを求むるときは乙議院に之を拒むことを得ず

第五十六條 兩院協議會は兩議院より各十人以下同数の委員を撰舉し會同せしむ委員の協議案成立するときは議案を政府より受取り又は提出したる甲議院に於て先づ之

を議之次に乙議院に移すべし

協議會に於て成立したる成案に對しては更ニ修正の動議を爲すことを許さず

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院の議長は何時たりとも兩院協議會に出席して意見を述べることを得

第五十八條 兩院協議會は傍聽を許さず

第五十九條 兩院協議會に於て可否の決を取るの無名投票を用ひ可否同數なるときは議長の決する所に依る

第六十條 兩院協議會の議長は兩議院協議委員に於て各一員を互撰し毎會更代して席に當らしむべし其の初會に於ける議長は抽籤法を以て之を定む

第六十一條 本章に定むる所の外兩議院交渉事務の規程は其の協議に依り之を定むべし

第十三章 請願

第六十二條 各議院に呈出する人民の請願書は議員の紹介に依り議院之を受取るべし

第六十三條 請願書の各議院に於て請願委員を付之を審査せしむ

請願委員請願書を以て規程に合ひせと認むるときは議長は紹介の議員を経て之を却

下すべし

第六十四條 請願委員は請願文書表を作り其の要領を録し毎週一回議員に報告すべし
請願委員特別の報告に依れる要求又ハ議員三十人以上の要求あるときは各議院は其
の請願事件を會議に付すべし

第六十五條 各議院に於て請願の採擇すべきことを議決したるときは意見書を附し其
の請願書を政府に送付し事宜に依り報告を求むることを得

第六十六條 法律に依り法人と認められたる者を除く外總代の名義を以てする請願は
各議院之を受くることを得せ

第六十七條 各議院は憲法を變更するの請願を受くることを得せ

第六十八條 請願書の總て哀願の體式を用ふべし若請願の名義に依らざ若は其の體式
に違ふものは各議院之を受くることを得せ

第六十九條 請願書よして皇室に對し不敬の語を用る政府又ハ議院に對し侮辱の語を
用るるものは各議院之を受くることを得せ

第七十條 各議院は司法及行政裁判所に干預するの請願を受くることを得せ

第七十一條 各議院は各別に請願を受け互に相干預せせ

第十四章

議院と人民及官廳地方議會との關係

第七十二條 各議院の人民に向て告示を發せしむることを得せ

第七十三條 各議院の審査の爲に人民を召喚し及議員を派出することを得せ

第七十四條 各議院より審査の爲に政府に向て必要な報告又は文書を求むるときは
政府は秘密に渉るものを除く外其の求に應ぜべし

第七十五條 各議院は國務大臣及政府委員の外他の官廳及地方議會に向て照會往復す
ることを得せ

第十五章

退職及議員資格の異議

第七十六條 衆議員の議員にして貴族院議員に任せられ又は法律に依り議員たること
を得ざる職務に任せられたるときは退職者となす

第七十七條 衆議院の議員にして選舉法に記載したる被選の資格を失ひたるときは退
職者となす

第七十八條 衆議院に於て議員の資格に付異議を生じたるときは特に委員を設け時日
を期之を審査せしめ其の報告を待て之を議決すべし

第七十九條 裁判所に於て當撰訴訟の裁判手續を爲したるものハ衆議院に於て同一事

件に付審査することを得ず

第八十條 議員其の資格なきことを證明せらるゝに至るまでは議員に於て位列及發言の權を失はせ但し自身の資格審査に關る會議に對しては辨明することを得るも其の表決に預かることを得ず

第十六章 請暇辭職及補闕

第八十一條 各議院の議長は一週間に超ぬざる議員の請暇を許可することを得其の一週間を超ゆるものは議院に於て之を許可す期限なきものは之を許可することを得ず
第八十二條 各議院の議員は正當の理由を以て議長に届出として會議又は委員會又閣席することを得ず

第八十三條 衆議院は議員が辭職を許可することを得

第八十四條 何等の事由に拘らざ衆議院議員に闕員を生じたるときは議長より内務大臣に通牒し補闕撰舉を求むべし

第十七章 紀律及警察

第八十五條 各議院開會中其の紀律を保持せんが爲内部警察の權は此の法律及各議院に於て定むる所の規則に従ひ議長之を施行す

第八十六條 各議院に於て要する所の警察官吏は政府之を派出し議長の指揮を受けしむ

第八十七條 會議中議員此の法律若は議事規則に違ひ其他議場の秩序を紊るときは議長は之を警戒し又は制止し又は發言を取消さしむ命に従はざるときは議長は當日の會議を終るまで發言を禁止し又は議場の外に退去せしむることを得

第八十八條 議場騷擾にして整理し難きときは議長は當日の會議を中止す又は之を閉づることを得

第八十九條 傍聽人議場の妨害を爲と者あるときは議長は之を退場せしめ必要ある場合に於ては之を警察官 應に引渡さしむることを得

傍聽席騷擾なるときは議長は總ての傍聽人を退場せしむることを得

第九十條 議場の秩序を紊る者あるときは國務大臣政府委員及議員は議長の注意を喚起することを得

第九十一條 各議院に於て皇室に對し不敬の言語論說を爲すことを得ず

第九十二條 各議院に於て無禮の語を用ゐることを得ず及他人の身上に涉り言論することを得ず

第九十三條 議院又ハ委員會に於テ誹毀侮辱を被リたる議員ハ之を議院に訴へて處分
を求むべシ私に相報復することを得ズ

第十八章 懲罰

第九十四條 各議院ハ其の議員又對テ懲罰の權を有ス

第九十五條 各議院に於テ懲罰事犯を審査する爲に懲罰委員を設ク

懲罰事犯あるときハ議長ハ先づ之を委員に付テ審査せズめ議院の議を経て之を宣告
シ各委員會又ハ各部又於テ懲罰事犯あるときは委員長又ハ部長ハ之を議長に報告ス
處分を求むべシ

第九十六條 懲罰ハ左の如シ

- 一 公開したる議場に於テ譴責ス
- 二 公開したる議場に於テ適當の謝辭を表せしむ
- 三 一定の時間出席を停止ス
- 四 除名

衆議院に於テ除名ハ出席議員三分の二以上の多數を以て之を決すべシ

第九十七條 衆議院ハ除名の議員再選に當る者を拒むことを得ズ

第九十八條 議員ハ二十人以上の賛成を以て懲罰の動議を爲すことを得

懲罰の動議ハ事犯ありし後三日以内に之を爲すべシ

第九十九條 議員正當の理由なくして勅諭に指定したる期日後一週間に召集に應ぜ
ざるに由り又ハ正當の理由なくして會議又ハ委員會に出席するに由り若ハ請暇の期
限を過ぎたるに由り議長より特に招狀を發シ其の招狀を受けたる後一週間に仍故
なく出席せざる者は貴族院に於テハ其の出席を停止シ上奏して勅諭を請ふべく衆議
院に於テハ之を除名すべシ

衆議院議員撰學法

朕樞密顧問の諮詢を経て衆議院議員撰學法及附録を裁可し之を公布せざめ併せて帝國議會を召集するの年より本法に依り撰學を施行せしむべしことを命ぜ

御名 御璽

内閣總理大臣伯爵黒田清隆

樞密院議長伯爵伊藤博文

外務 大臣伯爵大隈重信

海軍 大臣伯爵西郷從道

農商務大臣伯爵井上馨

司法 大臣伯爵山田顯義

大藏大臣兼伯爵松方正義

内務 大臣伯爵大山巖

陸軍 大臣伯爵森 有禮

文部 大臣子爵榎本武揚

逓信 大臣子爵榎本武揚

明治二十二年二月十一日

法律第三號

衆議院議員撰學法

第一章 撰學區畫

第一條 衆議院の議員は各府縣の撰學區に於て之を撰學せしむ其の撰學區及各撰學區に於て撰學すべき定員は此の法律の附録を以て之を定む

第二條 府縣知事は其の府縣の撰學區の撰學を監督す

一撰學區の撰學は郡長又は市長其の撰學長となり之を管理す

第三條 一撰學區にして數郡市に涉るときは府縣知事は其の郡長又は市長の一人を命じ撰學長たらしむべし

第四條 一市の域内に於て數撰學區あるときは府縣知事は區長を去て其の撰學長たらしむべし

第五條 撰學に關する費用は地方税を以て支辨をべし

第二章 選舉人の資格

第六條 撰學人は左の資格を備ふることを要す

第一 日本人民の男子にして年齢滿二十五歳以上の者

第二 撰學人名簿調製の期日より前滿一年以上其の府縣内に於て本籍を定め住居し

仍引續き住居する者

第三 撰舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むる者

但し所得稅に付ては人名簿調製の期日より前滿三年以上之を納め仍引續き納むる者に限る

第七條 家督に由り財産を相續したる者は其の財産に付前財産主の納稅額を以て其の納稅資格に算入す

第三章 被撰人の資格

第八條 被撰人たることを得る者は日本人民の男子滿三十歲以上にして撰舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其の撰舉府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納め仍引續き納むる者たるべし

但し所得稅に付ては人名簿調製の期日より前滿三年以上之を納め仍引續き納むる者に限る

第九條 宮内官裁判官會計検査官收稅官及警察官は被撰人たることを得ず前項の外の官吏は其の職務に妨げざる限は議員と相兼ねることを得

第十條 府縣及郡の官吏は其の管轄區域内に於て被撰人たることを得ず

第十一條 撰舉の管理に關係する市町村の吏員は其の撰舉區に於て被撰人たることを得ず

第十二條 神官及諸宗の僧侶又ハ教師は被撰人たることを得ず

第十三條 府縣會の議員にして衆議院の議員に撰舉せられ當選を承諾したるときは其の前職を辭すべきものとす

第四章 撰舉人及被撰人に通ずる規定

第十四條 左の項の一に觸る、者は撰舉人及被撰人たることを得ず

- 一 瘋癲白癡の者
- 二 身代限の處分を受け負債の義務を免れざる者
- 三 公權を剝奪せられたる者又は停止中の者
- 四 禁錮の刑に處せられ滿期の後又は赦免の後滿三年を経ざる者
- 五 舊法に依り一年以上の懲役若ハ國事犯禁獄の刑に處せられ滿期の後又ハ赦免の後滿三年を経ざる者
- 六 賭博犯に由り處刑を受け滿期の後又は赦免の後滿三年を経ざる者

七 撰舉に關する犯罪より撰舉權及被撰舉權の停止中の者

第十五條 陸海軍軍人は現役中撰舉權を行ふことを得ず及被選人たることを得ず其の休職停職に在る者亦同じ

第十六條 華族の當主の衆議院議員の撰舉人及被撰人たることを得ず

第十七條 刑事の訴を受け拘留又は保釋中に在る者は其の裁判確定に至るまで撰舉權を行ふことを得ず及被選人たることを得ず

第五章 撰舉人名簿

第十八條 撰舉長は毎年四月一日を期とし各町村長をして一の投票區域内よ於て撰舉資格を有する者を調査し人名簿二本を調製し同月二十日まで其の一本を差出さしむべし

撰舉人名簿は撰舉人の姓名官位職業身分住所生年月納むる所の直接國稅の總額並に納稅地を記載すべし

第十九條 市に於ては左の方法に依り撰舉人名簿を調製すべし

第一 一市又ハ市内の一區を以て一撰舉區と爲したる場合に於てハ撰舉長其の人名簿を調製すべし

第二 市内よある數區を合せて一撰舉區と爲したる場合に於ては各區長を以て其の區内の人名簿を調製し撰舉長に差出さしむべし

第三 郡市を合して一撰舉區と爲したる場合に於て郡長其の撰舉長となりたるときは市長をして其の人名簿を調製すべし

第四 第三の場合に於て市長其の撰舉長となりたるときは市長其の市内の人名簿を調製すべし

第二十條 撰舉人其の住居する投票區域の外よ於て直接國稅を納むるときは納稅地の町村長又は市長若は區長の證狀を得て撰舉人名簿調製の期日までに其の投票を管理する町村長又ハ市長若は區長に差出さしむべし

第二十一條 撰舉長の各町村長又は市長若ハ區長より差出したる撰舉人名簿を合して一撰舉區を以て一冊とし撰舉管理の郡役所又は市役所若は區役所に備置さ其の副本を府縣知事に送致すべし

第二十二條 撰舉長は毎年五月五日より十五日間一撰舉區撰舉人名簿の寫を其の撰舉管理の郡役所又は市役所若は區役所に於て縦覽せしむべし

第二十三條 凡て撰舉資格ある者撰舉人名簿に於て人名の脱漏又は誤載あることを發

見したるときは其理由書及證憑を具へて縦覧期限内に撰擧長に申立て其の改正を
求むることを得

縦覧明限を経過したる後前項の申立を爲すも其の効なし

第二十四條 撰擧長に於て附漏の申立を受けたるときは其の理由及證憑を審査し申立
を受けたる日より二十日以内に之を判定すべし若其の申立を以て正當なりと判定し
たるときは直よ其の人名を記載し其の由を當人所在地の町村長又は市長若は區長に
通知し併せて撰擧區内に告示すべし

第二十五條 撰擧長に於て誤載の申立を受けたるときは其の理由及證憑を審査し必要
ある場合に於ては申立人又は被告人を召喚審問し申立を受けたる日より二十日以内
に之を判定すべし若誤載なりと判定したるときは直に之を削除し其の由を被告人所
在地の町村長又は市長若は區長に通知し併せて撰擧區内に告示すべし

第二十六條 申立人又は被告人に於て撰擧長の判定に服せざるときは撰擧長を被告と
し判定の日より七日以内に始審裁判所に出訴することを得

第二十七條 始審裁判所に於て前條の訴訟を受取りたるときは他の訴訟の順序に拘ら
れ速に其の裁判を爲すべし

第二十八條 前條に於ける始審裁判所の裁判の控訴することを許さず但し大審院に上
告することを得

第二十九條 撰擧人名簿は六月十五日を以て確定期限とし次年の調製の日まで之を据
置くべし但し裁判言渡書に依り改正すべきものは撰擧長に於て其の言渡書を受取り
たる時より二十四時内に之を改正し其の由を申立人又は被告人所在地の町村長又は
市長若は區長に通知し併せて撰擧區内に告示すべし

第六章 撰擧の期日及投票所

第三十條 撰擧の投票は通常七月一日よ之を行ふ但し衆議院解散を命せられたるとき
の勅令を以て臨時撰擧の期日を定め少くとも三十日以前に公布すべし

第三十一條 投票所は町村役場又は町村長の指定したる場所に於て之を設け町村長之
を管理す

第三十二條 一町村に於て撰擧人少數に乏て一の投票所を設くるに足らざるときは數
町村を合併することを得
此の場合に於ては那長は府縣知事の認可を経て合併の町村及投票所並に投票所管理
の町村長を指定すべし

第三十三條 町村長は其の管理する投票区域内に於ける撰舉人中より立會人二名以上五名以下を定め遅くとも撰舉の期日より三日以前に之を本人に通知し撰舉の當日投票所に參會せしむべし
立會人は正當の事故なくして其の職を辭することを得と

第七章 投票

第三十四條 投票は午前七時に始め午後六時に終る

第三十五條 投票函は二重の蓋を造り二種の輪を設け其の一は町村長之を管守し其の一は立會人之を管守とべし

第三十六條 町村長は投票の初より當り立會人と共に參會したる撰舉人の面前に於て投票函を開き其の空虚あることを示すべし

第三十七條 撰舉人は撰舉の當日日本人自ら投票所に至り撰舉人名簿の對照を経て投票とべし

第三十八條 投票用紙は各府縣各々一定の式を用る撰舉の當日投票所に於て町村長より之を各撰舉人に交付すべし
撰舉人は投票所に於て投票用紙に被撰人の姓名を記載し次に自己の姓名住所を記載

して捺印すべし

第三十九條 撰舉人にて文字を書きること能はざる由を申立つるときは町村長は吏員をして代書せしめ之を本人に讀み聞かせ捺印投票せしめ其の由を投票明細書に記載とべし

第四十條 二人以上の議員を撰舉すべき撰舉區に於ては連名投票を用うべし

第四十一條 撰舉人名簿に記載せられたる者の外投票することを得る但し撰舉人名簿に記載せらるべき裁判言渡書を所持し撰舉の當日投票所に至る者あるときは町村長は投票用紙を交付し投票せしめ其の由を投票明細書に記載すべし

第四十二條 投票終るの時期に至りたるときは町村長は其の由を告げ投票函を閉鎖すべし投票函閉鎖の後には總て投票することを許さざ

第四十三條 町村長は投票明細書を作り投票に關る一切の事項を記載し立會人と共に署名とべし

第四十四條 町村長は一名又は數名の立會人と共に投票の翌日投票函及投票明細書を併せて撰舉管理の郡役所又は市役所若は區役所に送致とべし

第四十五條 一撰舉區内にある嶋嶼にして前條の期限内に投票函を送致すること能は

ざる情况あるときは府縣知事は人名簿確定の日より撰擧の期日までの間に於て適宜に其の投票の期日を定め撰擧會の期日まで其の投票函を送致せしむることを得

第八章 撰擧會

第四十六條 撰擧會は撰擧管理の郡役所又は市役所若は區役所に於て之を開く

第四十七條 撰擧長は各投票所より參會者たる立會人の中より抽籤を以て撰擧委員三名以上七名以下を定むべし

第四十八條 撰擧長は投票函送達の日選挙委員立會の上各投票函を開き投票の總數と投票人の總數とを計算すべし若し投票と投票人との總數に差異を生じたるときは其の由を選挙明細書に記載すべし

第四十九條 總數の計算を終りたるときは撰擧長の選挙委員と共に投票を點檢すべし

第五十條 各選挙區の選挙人は其の選挙會を參觀を求むることを得

第五十一條 左に掲ぐる投票は無効とす

- 一 選挙人名簿に記載なき者の投票但し裁判官渡書を所持したるに依り投票したる者は此の限に在らざ
- 二 成規の用紙を用ゐざるも

三 選挙人自己の姓名を記載せざるもの

四 資格なき被選人の姓名を記載するもの

但し運名投票に列記する人員中資格ある者に付ては其の効あるものとす

五 誤字又は汚染塗抹毀損に依り記載する所の選挙人又は被選人の姓名を認知すべからざるもの但し通常の假名字を用ゐる又は誤字に係るも明に其の姓名を認知することを得るものは此の限に在らざ

六 第三十八條第二項に規定したる外他の文字を記載したるもの但し被選人の指名を誤らざる爲に其の官位を職業身分住所を附記し又は敬稱を用ゐたるものは此の限に在らざ

第五十二條 投票効力の有無を付疑あるときは選挙委員の意見を聞き選挙長之を決定す此の決定に對しては選挙會場に於て異議を申立つることを得

第五十三條 無効の選挙は抹線を加へ其の由を選挙明細書に記載し一箇年間保存し期限を経過したる後之を焼棄すべし

第五十四條 一投票にして其の撰擧すべき定員より多き被選人の姓名を記載したるときは其の定員に越へたる人名を末尾より除却すべし

連名投票にして其の撰舉すべき定員に足らざるときは現に記載したる者のみを計算すべし但し一人の姓名を複記したる者は一人として之を計算すべし

第五十五條 投票の六十日間郡役所又は市役所若は區役所に保存し期限を超過したる後之を焼棄すべし

第五十六條 撰舉に關り訴訟又は告訴告發あるときは第五十三條第五十五條の期限を経過するも裁判確定に至るまで其の投票を保存すべし

第五十七條 撰舉長は撰舉明細書を作り撰舉點檢に關る一切の事項を記載し選舉委員と共に署名し之を保存すべし

第九章 當選人

第五十八條 投票總數の最多數を得たる者は之を當選人とす

投票同數あるときは生年月の長者を以て當選人とす同年月なるときは抽籤を以て之を定むべし

第五十九條 當撰人定まりたるときは撰舉長の座に其の姓名及投票の數を府縣知事に届出べし

第六十條 府縣知事前條の届出を受けたるときは各當選人に通知し其の姓名を管内に

告示すべし

第六十一條 當選人當選の通知を受けたるときは其の當選を承諾するや否を府縣知事又届出べし

第六十二條 一人にして數選舉區の當選人となりたる者當選の通知を受けたるときは何れの選舉區の當選を承諾する旨を府縣知事に届出べし

第六十三條 當選人其の府縣内に在る者十日以内其の府縣外に在る者は二十日以内又當選承諾の届出を爲さるときは其の當選を辭したるものと見做すべし

第六十四條 當選人にして其の當選を辭し又は期限内に其の當選の承諾を届出さるときは府縣知事は選舉の期日を定め其の選舉長を命じ再び選舉を行はしむべし但し第五十八條第二項の場合に於て抽籤を依り當選を得たる者其の當選を辭し又其の承諾を届出さるときは抽籤に依り當選を失ひたる者を以て當選人と定むべし

第六十五條 各選舉區の當選人確定したるときは府縣知事は當選證書を付與之及管内に告示し並に當選人の資格を録して内務大臣に具申すべし

第十章 議員の任期及補闕撰舉

第六十六條 議員の任期は四箇年とす但し任期を終りたる後仍撰舉に應ずることを得

第六十七條 議員の闕員あるに由り内務大臣より補闕選挙を開くべき旨を命ぜられたるときは府縣知事は其の命を受けたる日より二十日以内に議員の選挙区に限り臨時選挙を行ひ補闕議員を選挙せしむべし

第六十八條 補闕議員の任期は前議員の任期に依る

第十一章 投票所取締

第六十九條 投票管理の町村長は投票所の秩序を保持せしむる必要なる場合に於ては警察官吏の處分に付することを得

第七十條 凡て武器又は兇器を携帯する者は投票所に入ることを許さず

第七十一條 選挙人に非ざる者は投票所に入ることを許さず

第七十二條 投票所に於ては一切の演説討論及喧嘩に涉り又は他人の投票を勧誘することを禁ず

第七十三條 投票所に於て秩序を紊る者あるときは町村長は之を警戒し其の命に従はざるときは之を投票所の外に退かせしむべし

第七十四條 投票所の外に退かせしめたる者は犯罪者を除く外其の投票を爲さしむる爲に再び投票所の内に呼入る、ことを得

第七十五條 投票所に参會したる選挙人として刑法又は此の法律の罰則を犯したる者は投票することを禁じ其の姓名事由を投票明細書に記載すべし

第七十六條 投票に關る異議の申立は付町村長の決定に對しては投票所は於て不服を申立つることを得ず

第七十七條 選挙管理の郡役所又は市役所若は區役所に於て選挙會の参觀を求むる者は總て第六十九條より第七十三條に至るまでの例に照し選挙長之を處分すべし

第十二章 當選訴訟

第七十八條 各選挙区に於て當選を失ひたる者當選人の當選を無効とするの理由ありと認むるときは當選人を被告とし第六十五條に掲げたる當選人の姓名告示の日より三十日以内に控訴院に出訴することを得
其の期限を経過したる後出訴するも其の効なし

第七十九條 原告人は訴訟状と共に保證金とて金三百圓又は之に相當する公債證書を控訴院書記局に預置くべし

第八十條 原告人敗訴の場合に於て裁判言渡の日より七日以内に一切の裁判費用を納完せざるときは保證金より之を控除す仍足らざるときは之を追徴すべし

第八十一條 同一の當選人に對し二人以上の原告人訴訟を爲したるときは控訴院は一の裁判言渡書を以て各訴訟人又宣告することを得

第八十二條 審判中衆議院解散の命あるときは控訴院は其の訴訟を棄却すべし

第八十三條 原告人訴訟を願下ぐるときは同時に其の由を新聞紙又は其の他の方法を以て公告すべし

第八十四條 控訴院の當選訴訟を審判するに當り本訴に關係する刑法又は此の法律の犯罪者又對之直に處刑の言渡を爲すことを得但し此の場合に於ては檢察官を以て立會はしむべし

當選訴訟又關係せざる場合に於ける此の法律の犯罪者ハ所轄刑事裁判所に於て之を裁判す

第八十五條 控訴院に於て當選訴訟を判定したるときは其の裁判言渡書の謄本を内務大臣に送付すべし若衆議院開會するときは併せて之を議長に送付すべし

第八十六條 當選訴訟に付控訴院の裁判又對之ハ大審院に上告をすることを得

第八十七條 訴訟の目的たる當選人は其の裁判確定に至るまで衆議院に列席するの權を失はざ

第八十八條 當選訴訟に付本章に規定したるもの、外總て普通の訴訟手續に依る

第十三章 罰則

第八十九條 納税額年齢住所及其の他選舉資格に必要なる事項を詐稱し選舉人名簿に記載せられたる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第九十條 投票を得又は他人に投票を得せしめ若は他人の爲に投票を爲すことを抑止するの目的を以て直接又は間接に金錢物品手形若ハ公私の職務を選舉人又授與又は授與することを約束したる者は五圓以上五十圓以下の罰金に處す
其の授與又は約束を受けたる者亦同じ

第九十一條 直接又は間接に金錢物品手形若ハ公私の職務を選舉人に授與し又は授與することを約束して投票を得又は他人に投票を得せしめ若は他人の爲に投票を爲すことを抑止したる者は刑法第二百三十四條の例を以て論ぜ

其の授與又は約束を受け投票を爲し又は投票を爲さざる者亦同じ
第九十二條 投票を得又は他人に投票を得せざめ若は他人の爲に投票を爲すことを抑止する目的を以て選舉人に暴行を加へたる者は一月以上六月以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第九十三條 撰舉人に暴行を加へて投票を得又は他人に投票を得せしめ若ば他人の爲に投票を爲すことを抑止したる者は三月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第九十四條 撰舉人を強逼し又は投票所若は撰舉會場を騷擾し又は投票函を扣留毀壞若は劫奪するの目的を以て多衆を嘯聚したる者は六月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

其の情を知て嘯聚に應じ勢を助けたる者は十五日以上二月以下の輕禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

犯罪者戎器又は兇器を携帯したるときは各々本刑より一等を加ふ

第九十五條 撰舉の際管理者又は立會人に暴行を加へ又は暴行を以て投票所若は撰舉會場を騷擾し又は投票函を扣留毀壞若は劫奪したる者は四月以上四年以下の輕禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す

犯罪者戎器又は兇器を携帯したるときは各々本刑に一等を加ふ

第九十六條 多衆を嘯聚して前條の罪を犯したる者は重禁錮に處す
其の情を知て嘯聚に應じ勢を助けたる者は二年以上五年以下の輕禁錮に處す

犯罪者戎器又は兇器を携帯したるときは各々本刑に一等を加ふ

第九十七條 演説又は新聞紙若は其の他の文書を以て人を教唆し前三條の罪を犯さしめたる者は刑法第二百五條の例に依る其の教唆の効なき者も仍本刑に二等又は三等を減じ處斷す

第九十八條 戎器又は兇器を携帯して投票所若は撰舉會場に入りたる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第九十九條 當撰人に於て第八十九條より第九十八條に至るまでの刑に處せられたるときは其の當撰は無効とす

第一百條 他人の姓名を詐稱して投票を爲したる者及第十四條に依り撰舉人たることを得ざる者投票を爲したるときは四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第一百一條 前數條の罪を犯し禁錮以上の刑に處せられ又再び罰金の刑に處せられたる者は三年以上七年以下撰舉權及被撰權を停止す

第一百二條 立會人正當の事故なくして此の法律に規定したる義務を缺くときは五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第一百三條 本章より規定せたる罰則の外刑法に正條あるもの各々其の條に依り重さに

從て處斷す

第一百四條 凡て選舉に關する犯罪は六箇月を以て褫奪免除とす

第一百五條 此の罰則の第十一章の各條と共に投票書及選舉會場に貼ふべし

第十四章 補則

第一百六條 市に於ては一市に一の投票所を設け此の法律に規定したる投票及選舉の管理は市長兼て之を掌るべし

第四條の場合に於ては一選舉區に一の投票所を設け此の法律に規定したる投票及選舉の管理は區長兼て之を掌るべし

第一百七條 前條の場合に於ては市長又は區長は其の管理する選舉區内に於ける選舉人中より立會人三名以上七名以下を定め遅くとも選舉の期日より三日以前に之を本人に通知し選舉の當日選舉管理の市役所又は區役所へ參會せまひべし

立會人は投票に立會ひ併せて投票を點檢をべし
此の場合に於ける選舉明細書の併せて投票の事項を記載をべし

第一百八條 島司を置く地方に於ては此の法律に規定したる選舉長の職務は島司之を掌るべし

第一百九條 町村制を施行せざる町村に於ては此の法律に規定したる町村長の職務は戸長之を掌るべし

第一百十條 選舉人名簿調製の初年より限り所得税法施行以來第六條第八條に規定したる納税額を引續き納税したる者は其の納税資格の期限に充つるものと見做るべし

第一百一條 北海道沖繩縣及小笠原島に於ては將來一般の地方制度を準行するの時に至るまで此の法律を施行せしむ

衆議院議員選舉法附錄

東京府 議員總數十二人

第一區 麴町區麻布區赤坂區一人

第二區 芝區一人

第三區 京橋區一人

第四區 日本橋區一人

第五區 本所區深川區一人

第六區 淺草區一人

第七區 神田區一人

第八區 下谷區本郷區一人

第九區 小石川區牛込區四谷區一人

- 第十區 東多摩郡南豐島郡北豐島郡一人
- 第十一區 南足立郡南葛飾郡一人
- 第十二區 荏原郡伊豆七島一人
- 京都府 議員總數七人
- 第一區 上京區一人
- 第二區 下京區一人
- 第三區 愛宕郡高野郡乙訓郡紀伊郡一人
- 第四區 宇治郡久世郡相樂郡綴喜郡一人
- 第五區 南桑田郡北桑田郡船井郡天田郡河鹿郡二人
- 第六區 加佐郡與謝郡中郡竹野郡熊野郡一人
- 大阪府 議員總數十人
- 第一區 西區一人
- 第二區 東區北區一人
- 第三區 南區一人
- 第四區 西成郡東成郡住吉郡二人
- 第五區 島上郡島下郡豐島郡能勢郡一人
- 第六區 茨田郡交野郡讚良郡河內郡若江郡高安郡一人
- 第七區 石川郡八上郡古市郡安宿郡郡錦部郡丹南郡志紀郡丹北郡大縣郡澁川郡一人

- 第八區 堺區大鳥郡泉郡一人
- 第九區 南郡日根郡一人
- 神奈川縣 議員總數七人
- 第一區 橫濱區一人
- 第二區 久良岐郡橘樹郡都筑郡一人
- 第三區 南多摩郡西多摩郡北多摩郡二人
- 第四區 三浦郡鎌倉郡一人
- 第五區 高座郡愛甲郡津久井郡一人
- 第六區 大井郡海綾郡足柄上郡足柄下郡一人
- 兵庫縣議員 總數十二人
- 第一區 神戶區一人
- 第二區 武庫郡葦原郡川邊郡有馬郡一人
- 第三區 多紀郡氷上郡一人
- 第四區 八郡郡明石郡美夔郡一人
- 第五區 加古郡印南郡一人
- 第六區 加東郡多可郡加西郡一人
- 第七區 飾東郡飾西郡神東郡神西郡一人
- 第八區 揖東郡揖西郡赤穂郡佐用郡宍粟郡二人
- 第九區 城崎郡美含郡氣多郡出石郡七美郡二方郡養父郡朝來郡二人

- 第十區 津名郡三原郡一人
- 長崎縣 議員 總數七人
- 第一區 長崎區西彼杵郡二人
- 第二區 東彼杵郡北高來郡一人
- 第三區 南高來郡一人
- 第四區 北松浦郡壹岐郡石田郡一人
- 第五區 南松浦郡一人
- 第六區 上縣郡下縣郡一人
- 新潟縣 議員 總數十三人
- 第一區 新潟區西蒲原郡一人
- 第二區 北蒲原郡東蒲原郡應給郡二人
- 第三區 中蒲原郡一人
- 第四區 南蒲原郡一人
- 第五區 古志郡三嶋郡二人
- 第六區 刈羽郡一人
- 第七區 北魚沼郡南魚沼郡中魚沼郡東頸城郡二人
- 第八區 中頸城郡西頸城郡二人
- 第九區 雜太郡加茂郡羽茂郡一人

埼玉縣議員 總數八人

- 第一區 北足立郡新坐郡一人
- 第二區 入間郡高麗郡橫見郡比企郡二人
- 第三區 南埼玉郡北葛飾郡中葛飾郡二人
- 第四區 北埼玉郡大里郡播羅郡榛澤郡男衾郡二人
- 第五區 兒玉郡賀美郡郡河郡秩父郡一人

群馬縣 議員總數五人

- 第一區 東群馬郡南勢多郡利根郡北勢多郡一人
- 第二區 新田郡山田郡邑樂郡一人
- 第三區 佐位郡那波郡綠野郡多胡郡南甘樂郡一人
- 第四區 西群馬郡片岡郡吾妻郡一人
- 第五區 北甘樂郡碓氷郡一人

千葉縣 議員總數九人

- 第一區 千葉郡市原郡一人
- 第二區 東葛飾郡印旛郡下埴生郡南相馬郡二人
- 第三區 香取郡一人
- 第四區 海上郡匝瑳郡一人
- 第五區 山邊郡武射郡一人

第六區 夷隅郡上植生郡長柄郡一人
 第七區 望陀郡周准郡天羽郡一人
 第八區 安房郡平郡朝夷郡長狹郡一人
 茨城縣 議員總數八人

第一區 東茨城郡鹿島郡行方郡二人
 第二區 多賀郡久慈郡那珂郡二人
 第三區 西茨城郡眞壁郡一人
 第四區 豐田郡結城郡岡田郡西葛飾郡猿島郡一人
 第五區 筑波郡新治郡一人
 第六區 信太郡河內郡北相馬郡一人

椽木縣 議員總數五人
 第一區 河內郡芳賀郡一人
 第二區 上都賀郡下都賀郡寒川郡二人
 第三區 安蘇郡足利郡梁田郡一人
 第四區 鹽谷郡那須郡一人
 奈良縣 議員總數四人

第一區 添上郡添下郡山邊郡廣瀨郡平群郡一人
 第二區 式上郡式下郡宇陀郡十市郡高市郡葛上郡葛下郡忍海郡二人

第三區 宇智郡吉野郡一人

三重縣 議員總數七人

第一區 安濃郡一志郡一人
 第二區 三重郡鈴鹿郡奄藝郡河曲郡一人
 第三區 桑名郡員辨郡朝明郡一人
 第四區 飯高郡飯野郡多氣郡一人
 第五區 度會郡答志郡英虞郡北牟婁郡南牟婁郡二人
 第六區 阿拜郡山田郡名張郡伊賀郡一人

愛知縣 議員總數十一人

第一區 名古屋區一人
 第二區 愛知郡一人
 第三區 東春日井郡西春日井郡一人
 第四區 丹羽郡兼栗郡一人
 第五區 中島郡一人
 第六區 海東郡海西郡一人
 第七區 知多郡一人
 第八區 碧海郡幡豆郡一人
 第九區 額田郡西加茂郡東加茂郡一人

- 第十區 北設樂郡南設樂郡寶飯郡一人
- 第十一區 湍美郡八名郡一人
- 靜岡縣 議員總數八人
- 第一區 安倍郡有渡郡一人
- 第二區 富士郡庵原郡一人
- 第三區 志太郡益津郡一人
- 第四區 榛原郡佐野郡城東郡一人
- 第五區 周智郡豐田郡山名郡磐田郡一人
- 第六區 長上郡敷知郡濱名郡引佐郡鹿玉郡一人
- 第七區 那賀郡賀茂郡君澤郡田方郡駿東郡二人
- 山梨縣 議員總數三人
- 第一區 西山梨郡北巨摩郡中巨摩郡一人
- 第二區 東山梨郡南都留郡北都留郡一人
- 第三區 東八代郡西八代郡南巨摩郡一人
- 滋賀縣 議員總數五人
- 第一區 滋賀郡高島郡一人
- 第二區 甲賀郡野洲郡栗太郡一人
- 第三區 犬上郡愛知郡神崎郡蒲生郡二人

- 第四區 西淺井郡東淺井郡伊香郡阪田郡一人
- 岐阜縣 議員總數七人
- 第一區 厚見郡方縣郡各務郡一人
- 第二區 不破郡安八郡一人
- 第三區 海西郡下石津郡多藝郡上石津郡羽栗郡中島郡一人
- 第四區 大野郡池田郡本巢郡席田郡山縣郡一人
- 第五區 武儀郡郡上郡一人
- 第六區 加茂郡可兒郡土岐郡惠那郡一人
- 第七區 大野郡益田郡吉城郡一人
- 長野縣 議員總數八人
- 第一區 上水內郡更級郡一人
- 第二區 下水內郡上井郡下高井郡一人
- 第三區 小縣郡埴科郡一人
- 第四區 西筑摩郡東筑摩郡南安曇郡北安曇郡二人
- 第五區 南佐久郡北佐久郡一人
- 第六區 上伊那郡諏訪郡一人
- 第七區 下伊那郡一人
- 宮城縣 議員總數五人

- 第一區 仙臺區名取郡宮城郡一人
- 第二區 柴田郡刈田郡伊具郡亘理郡一人
- 第三區 黒川郡加美郡志田郡玉造郡遠田郡一人
- 第四區 栗原郡登米郡一人
- 第五區 桃生郡牡鹿郡本吉郡一人

福島縣 議員總數七人

- 第一區 信夫郡伊達郡一人
- 第二區 安達郡安積郡一人
- 第三區 田村郡巖瀬郡東白河郡西白河郡石川郡二人
- 第四區 南會津郡北會津郡大沼郡耶麻郡河沼郡二人
- 第五區 菊多郡磐前郡磐城郡檜葉郡標葉郡行方郡宇多郡一人

巖手縣 議員總數五人

- 第一區 南巖手郡北巖手郡紫波郡二戸郡一人
- 第二區 東閉伊郡中閉伊郡北閉伊郡南九戸郡北九戸郡一人
- 第三區 稗貫郡東和賀郡西和賀郡西閉伊郡南閉伊郡一人
- 第四區 江刺郡膽澤郡氣仙郡一人
- 第五區 西磐井郡東磐井郡一人

青森縣 議員總數四人

- 第一區 東津輕郡上北郡下北郡三戸郡二人
- 第二區 北津輕郡南津輕郡一人
- 第三區 中津輕郡西津輕郡一人

山形縣 議員總數六人

- 第一區 南村山郡東村山郡西村山郡二人
- 第二區 東置賜郡南置賜郡西置賜郡一人
- 第三區 飽海郡西田川郡東田川郡二人
- 第四區 最上郡北村山郡一人

秋田縣 議員總數五人

- 第一區 南秋田郡一人
- 第二區 山本郡北秋田郡鹿角郡一人
- 第三區 河邊郡由利郡一人
- 第四區 仙北郡平鹿郡雄勝郡二人

福井縣 議員總數四人

- 第一區 足羽郡大野郡一人
- 第二區 吉田郡阪井郡一人
- 第三區 南條郡今立郡丹生郡一人
- 第四區 三方郡遠敷郡大飯郡敦賀郡一人

石川縣 議員總數六人

第一區 金澤區石川郡二人

第二區 能美郡江沼郡一人

第三區 河北郡羽咋郡鹿島郡二人

第四區 鳳至郡珠洲郡一人

富山縣 議員總數五人

第一區 上新川郡婦負郡二人

第二區 下新川郡一人

第三區 射水郡一人

第四區 礪波郡一人

鳥取縣 議員總數三人

第一區 邑美郡法美郡嚴井郡八上郡八東郡智頭郡一人

第二區 高草郡氣多郡河村郡久米郡八橋郡一人

第三區 汗入郡會見郡日野郡一人

島根縣 議員總數六人

第一區 島根郡秋鹿郡意宇郡一人

第二區 能義郡仁多郡大原郡飯石郡一人

第三區 出雲郡楯縫郡神門郡一人

第四區 邇摩郡安海郡邑智郡一人

第五區 那賀郡美濃郡鹿足郡一人

第六區 周吉郡穩地郡海士郡知夫郡一人

岡山縣 議員總數八人

第一區 岡山區御野郡上道郡邑久郡兒島郡二人

第二區 津高郡赤坂郡勢梨郡和氣郡一人

第三區 都予郡窪屋郡賀陽郡下道郡一人

第四區 淺口郡小田郡後月郡一人

第五區 上房郡川上郡哲多郡阿賀郡一人

第六區 真島郡大庭郡西條郡西北條郡東南條郡東北條郡一人

第七區 勝北郡勝南郡吉野郡英山郡久米北條郡久米南條郡一人

廣島縣 議員總數十人

第一區 廣島區安藝郡二人

第二區 佐伯郡一人

第三區 沼田郡高宮郡山縣郡一人

第四區 高田郡三次郡三谿郡一人

第五區 加茂郡一人

第六區 豐田郡一人

- 第七區 御調郡世羅郡一人
- 第八區 深津郡沼隈郡安那郡一人
- 第九區 蘆田郡品治郡神石郡甲奴郡奴可郡三上郡惠蘇郡一人
- 山口縣 議員總數七人
- 第一區 吉敷郡美禰郡厚狹郡佐波郡二人
- 第二區 阿武郡兒島郡大津郡一人
- 第三區 赤間關區豐浦郡一人
- 第四區 都濃郡熊毛郡大嶋郡二人
- 第五區 玖珂郡一人
- 和歌山縣 議員總數五人
- 第一區 和歌山區名草郡海部郡有田郡二人
- 第二區 伊都郡那賀郡一人
- 第三區 日高郡西牟婁郡牟婁郡二人
- 德島縣 議員總數五人
- 第一區 名市郡勝浦郡一人
- 第二區 那賀郡海陽郡一人
- 第三區 名西郡阿波郡麻植郡一人
- 第四區 板野郡一人

- 第五區 美馬郡三好郡一人
- 香川縣 議員總數五人
- 第一區 香川郡山田郡小豆郡一人
- 第二區 大內郡寒川郡三木郡一人
- 第三區 鵜足郡阿野郡一人
- 第四區 多度郡那珂郡一人
- 第五區 豐田郡三野郡一人
- 愛媛縣 議員總數七人
- 第一區 温泉郡和氣郡風早郡野間郡久米郡伊豫郡下浮穴郡二人
- 第二區 越智郡桑村郡周布郡一人
- 第三區 喜多郡上浮穴郡一人
- 第四區 新居郡宇摩郡一人
- 第五區 西宇和郡東宇和郡一人
- 第六區 南宇和郡北宇和郡一人
- 高知縣 議員總數四人
- 第一區 土佐郡長岡郡一人
- 第二區 幡多郡高岡郡吾川郡二人
- 第三區 香美郡安藝郡一人

福岡縣 議員總數九人

- 第一區 福岡區怡土郡志摩郡早良郡一人
 - 第二區 糟屋郡宗像郡那珂郡御笠郡席田郡上座郡下座郡夜須郡二人
 - 第三區 遠賀郡鞍手郡喜麻郡穂波郡一人
 - 第四區 御井郡御原郡山本郡生葉郡竹野郡一人
 - 第五區 三潞郡上妻郡下妻郡一人
 - 第六區 山門郡三池郡一人
 - 第七區 企救郡田川郡一人
 - 第八區 京都郡仲津郡築城郡上毛郡一人
- 大分縣 議員總數六人
- 第一區 大分郡一人
 - 第二區 北海部郡南海部郡一人
 - 第三區 大野郡直入郡一人
 - 第四區 速見郡玖珠郡日田郡一人
 - 第五區 西國東郡東國東郡一人
 - 第六區 下毛郡宇佐郡一人
- 佐賀縣 議員總數四人
- 第一區 佐賀郡神崎郡小城郡基肆郡養父郡三根郡二人

- 第二區 東松浦郡西松浦郡一人
 - 第三區 杵嶋郡藤津郡一人
- 熊本縣 議員總數八人

- 第一區 熊本區飽田郡託麻郡宇土郡二人
 - 第二區 玉名郡一人
 - 第三區 山鹿郡山本郡菊池郡合志郡阿蘇郡二人
 - 第四區 上益城郡下益城郡一人
 - 第五區 八代郡葦北郡球磨郡一人
 - 第六區 天草郡一人
- 宮崎縣 議員總數三人

- 第一區 宮崎郡北那珂郡南那珂郡兒湯郡一人
 - 第二區 北諸縣郡西諸縣郡東諸縣郡一人
 - 第三區 東臼杵郡西臼杵郡一人
- 鹿兒嶋縣 議員總數七人

- 第一區 鹿兒島郡谿山郡北大隅郡熊毛郡馭謨郡一人
- 第二區 給黎郡揖宿郡頰娃郡川邊郡一人
- 第三區 日置郡阿多郡一人
- 第四區 高城郡出水郡南伊佐郡薩摩郡甑島郡一人

第五區 菱刈郡 始良郡 桑原郡 噲啖郡 北伊佐郡 一人
 第六區 南諸縣郡 大隅郡 南肝屬郡 東噲啖郡 一人
 第七區 大島郡 一人

會計法

朕うしな樞密顧問しゆみつこもんの諮詢しじゆんを経て會計法くわいけいほうを裁可さいかし之を公布こぷせしむ

御名 御璽

内閣總理大臣伯爵黑田清隆
 樞密院議長伯爵伊藤博文
 外務大臣伯爵大隈重信
 海軍大臣伯爵西郷從道
 農商務大臣伯爵井上馨
 司法大臣伯爵山田顯義
 大藏大臣兼伯爵松方正義
 內務大臣伯爵松方正義
 陸軍大臣伯爵大山巖
 文部大臣伯爵森有禮
 遞信大臣伯爵榎本武揚

明治三十二年二月十一日

法律第四號
 會計法

第一章 総則

第一條 政府の會計年度の毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

一 會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日までには悉皆完結すべし

第二條 租税及其他一切の収納を歳入とせ一切の經費を歳出とし歳入歳出は總豫算に編入すべし

第三條 各年度に於て決定したる經費の定額を以て他の年度に屬すべき經費に充つることを得せ

第四條 各官廳に於ては法律勅令を以て規定したるもの、外特別の資金を有することを得せ

第二章 豫算

第五條 歳入歳出の總豫算は前年の帝國議會集會の始に於て之を提出すべし

第六條 歳入歳出の總豫算は之を經常臨時の二部に大別し各部中於て之を款項に區分すべし總豫算には帝國議會參考の爲に左の文書を添附すべし

第一 各省の豫定經費要求書但し各項中各目の明細を記入すべし

第二 其の年三月三十一日に終りたる會計年度の歳入歳出現計書

第七條 豫算中設くべき豫備費は左の二項に分つ

第一 豫備金

第二 豫備金

第一豫備金は避くべからざる豫算の不足を補ふものとす

第二豫備金は豫算外に生じたる必要の費用を充つるものとす

第八條 豫備金を以て支辨したるものは年度經過後帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要す

第九條 毎年度大藏省證券發行の最高額は帝國議會の協賛を経て之を定む

第三章 收入

第十條 租税及其他の他の歳入は法律命令の規程に従ひ之を徵收すべし

法律命令に依り當該官吏の資格ある者に非ざれば租税を徵收し又は其の他の歳入を收納することを不得

第四章 支出

第十一條 毎會計年度に於て政府の經費に充つる所の定額其の年度の歳入を以て之

を支辨とべし

第十二條 國務大臣は豫算に定めたる目的の外に定額を使用し又は各項の金額を彼此流用をすることを不得

國務大臣は其の所管に属する収入を國庫に納むべし直に之を使用することを不得

第十三條 國務大臣は其の所管定額を使用する爲に國庫に向ひて仕拂命令を發すべし但し別に定むる所の規程に従ひ他の官吏に委任して仕拂命令を發せしむることを得

第十四條 國庫は法律命令に反する仕拂命令に對して仕拂を爲すことを不得

第十五條 國務大臣は政府に對し正當なる債主若は其の代理人の爲にするに非ざれば仕拂命令を發することを不得

左の諸項の經費に關り國務大臣は主任の官に委任し又は政府の命じたる銀行に委任して現金支拂を爲さしむる爲に現金直派の仕拂命令を發することを得

第一 國債の元利拂

第二 軍隊軍艦及官船に属する經費

第三 在外各廳の經費

第四 前項の外總て外國に於て仕拂を爲す經費

第五 運輸通信の不便なる内國の地方に於て仕拂を爲す經費

第六 廳中常用雜費にして一箇年の總費額五百圓に満たざるもの

第七 場所の一定せざる事務所の經費

第八 各廳に於て直接に従事する工事の經費但し一主任官に付三千圓までを限る

第五章 決算

第十六條 會計検査院の検査を経て政府より帝國議會に提出する總決算は總豫算と同一の様式を用ゐる左の事項の計算を明記すへし

歳入の部 歳入豫算額 調定濟歳入額 收入濟歳入額 收入未濟歳入額

歳出の部 歳出豫算額 豫算決定後増加歳出額 仕拂命令濟歳出額 翌年度繰越額

第十七條 前條の總決算には會計検査院の検査報告と俱ふ左の文書を添附すへし

第一 各省決算報告書

第二 國債計算書

第三 特別會計計算書

第六章 期滿免除

第十八條 政府の負債にして其の仕拂ふべき年度經過後滿五箇年内に債主より支出の

請求若は仕拂の請求を爲さ、るものは期滿免除として政府は其義務を免る、ものとす但し特別の法律を以て期滿免除の期限を定めたるもの各々其の定むる所に依る

第十九條 政府に納むべき金額にして其の納むべき年度經過後滿五箇年内に上納の告知を受けざるものは其の義務を免る、ものとす但し特別の法律を以て期滿免除の期限を定めたるものは各々其の定むる所に依る

第七章 歳計剩餘定額繰越豫算外收入及定額戻入

第二十條 各年度に於て歳計に剩餘あるときは其の翌年度の歳入に繰入るへし

第二十一條 豫算に於て特に明許したるもの及一年度内に終るべき工事又は製造にして避くべからざる事故の爲に事業を遅延し年度内に其の経費の支出を終らざりしものは之を翌年度に繰越し使用することを得

第二十二條 數年を期して竣功すべき工事製造及其他の事業にして繼續費として總額を定めたるものは毎年度の仕拂殘額を竣功年度まで遞次繰越使用することを得

第二十三條 誤拂過渡となりたる金額の返納出納の完結したる年度に属する收入及其の他一切豫算外の収入は總て現年度の歳入に組入るへし但し法律勅令に依り前金渡概算繰越繰拂を爲したる場合よ於ける返納金は各々之を仕拂ひたる経費の定額戻入

入る、ことを得

第八章 政府の工事及物件の買買貸借

第二十四條 法律勅令を以て定めたる場合の外政府の工事又は物件の買買貸借は總て公告して競争に付しへし但し左の場合に於ては競争に付せず隨意の約定に依ることを得へし

第一 一人又は一會社にて専有する物品を買入れ又は借入る、とき

第二 政府の所爲を秘密にすべき場合に於て命する工事又は物品の買買貸借を爲すとき

第三 非常急遽の際工事又は物品の買買借入を爲すに競争に付し得るとき

第四 特殊の物質又は特別使用の目的あるに由り生産製造の場所又は生産者製造者より直接に物品の買買を要するとき

第五 特別の技術家に命するに非されり製造し得べからざる製造品及器械を買入る、とき

第六 土地家屋の買買又は借入を爲すに當り其の位置又は構造等に限る場合

第七 五百圓を超ゆる工事又は物品の買買借入の契約を爲すとき

第八 見積價格二百圓を超ゆるる動産を賣拂ふとき

第九 軍艦を买入る、とき

第十 軍馬を买入る、とき

第十一 試験の爲に工作製造を命し又は物品を买入る、とき

第十二 慈惠の爲に設立せる教育所の貧民を備役し及其の生産又は製造物品を直接
に买入る、とき

第十三 囚徒を備役し又は囚徒の製造物品を直接に买入る、とき及政府の設立に係
る農工業場より直接に其の生産又は製造物品を买入る、とき

第十四 政府の設立したる農工業場又は慈惠教育に係る各所の生産製造物品及囚徒
製造物品を賣拂ふとき

第二十五條 軍艦兵器彈藥を除く外工事製造又は物件購入の爲に前金拂を爲すことを
得ず

第九章 出納官吏

第二十六條 政府に属する現金若は物品の出納を掌る所の官吏は其の現金若は物品に
付一切の責任を負ひ會計検査院の検査判決を受くへし

第二十七條 前條の官吏水火盜難又は其の他の事故より其の保管する所の現金若は
物品を紛失毀損したる場合に於ては其の保管上避け得へからざりし事實を會計検査

院に證明し責任解除の判決を受くるに非されは其の負擔の責を免る、ことを得ず

第二十八條 現金又は物品の出納を掌るる付身元保證金を納めしむることを要するも
のは勅令を以て之を定むへし

第二十九條 仕拂命令の職務は現金出納の職務と相兼ねることを得ず

第十章 雜則

第三十條 特別の須要に因り本法に據準し難きものあるときは特別會計を設置すると
を得特別會計を設置するは法律を以て之を定むべき

第三十一條 政府は國庫金の取扱を日本銀行に命することを得

第十一章 附則

第三十二條 本法の條項帝國議會に關涉せざるものは明治二十三年四月一日より施行
し其の關涉するものは帝國議會開會の時より施行す

第三十三條 本法の條項と抵觸する法令は各々其の條項施行の日より廢止と

貴族院令

朕大日本帝國憲法の明文に依り樞密顧問の諮詢を経て貴族院令を發布し此勅令を實施するの時期は朕が更よ命ぜる所に依るべし

御名 御璽

内閣總理大臣伯爵黑田清隆
樞密院議長伯爵伊藤博文
外務大臣伯爵大隈重信
海軍大臣伯爵西郷從道
農商務大臣伯爵井上馨
司法大臣伯爵山田顯義
大藏大臣伯爵松方正義
兼内務大臣伯爵大山巖
陸軍大臣伯爵森有禮
文部大臣伯爵本武揚
遞信大臣伯爵本武揚

明治二十二年二月十一日

勅令第十一號

貴族院令

第一條 貴族院は左の議員を以て組織す

- 一 皇族
 - 二 公侯爵
 - 三 伯子男爵各々其の同爵中より選舉せられたる者
 - 四 國家に勲勞あり又は學識ある者より特に勅任せられたる者
 - 五 各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者の中より一人を互選して勅任せられたる者
- 第二條 皇族の男子成年に達したるときは議席に列す
- 第三條 公侯爵を有する者滿二十五歳又達したるときは議員たるべし
- 第四條 伯子男爵を有する者にして滿二十五歳又達し各々其の同爵の選に當りたる者は七箇年の任期を以て議員たるべし其の選舉に關る規則は別に勅令を以て之を定む
- 前項議員の數は伯子男爵各々總數の五分の一を超過すべからず
- 第五條 國家に勲勞あり又は學識ある滿三十歳以上の男子に於て勅任せられたる者は

終身議員たるべし

第六條 各府縣に於て満三十歳以上の男子にして土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者十五人の中より一人を互選し其選に當り勅任せられたる者は七箇年の任期を以て議員たるべし其の選舉に關る規則は別ニ勅令を以て之を定む

第七條 國家ニ勳勞あり又ハ學識ある者及各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者より勅任せられたる議員ハ有爵議員の數に超過することを得ず

第八條 貴族院は天皇の諮詢に應ヘ華族の特權に關る條規を議決す

第九條 貴族院は其の議員の資格及撰舉に關る争訟を判決其の判決ニ關る規則は貴族院に於て之を議定し上奏して裁可を請ふべし

第十條 議員として禁錮以上の刑に處せられ又は身代限の處分を受けたる者あるときは勅命を以て之を除名すべし

貴族院に於て懲罰に由り除名すべき者は議長より上奏して勅裁を請ふべし
除名せられたる議員は更に勅許あるに非ざれば再び議員となることを得ず

第十一條 議長副議長は議員中より七箇年の任期を以て勅任せらるべし
被撰議員よきて議長又は副議長の任命を受けたるときは議員の任期間其の職に就く

べし

第十二條 此の勅令に定むるもの、外は總て議院法の條規ニ依る

第十三條 將來此の勅令の條項を改正し又ハ増補するときは貴族院の議決を経べし

終

明治二十二年二月十三日印刷竣切
明治二十二年二月十四日出版御届

東京
世

著 作 者

大阪東區南久太郎町四丁目寄留
竹 添 源 太 郎

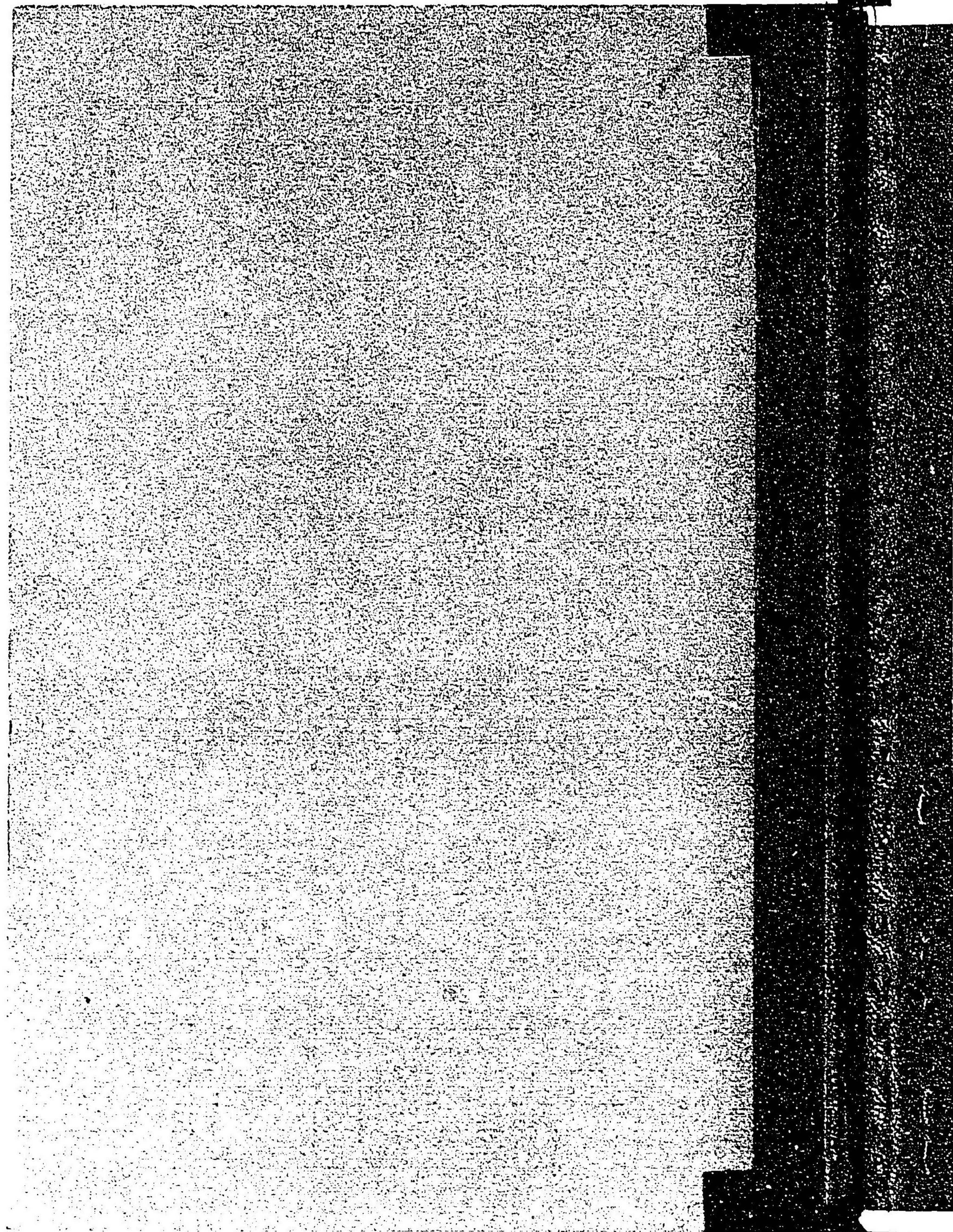
發 行 者

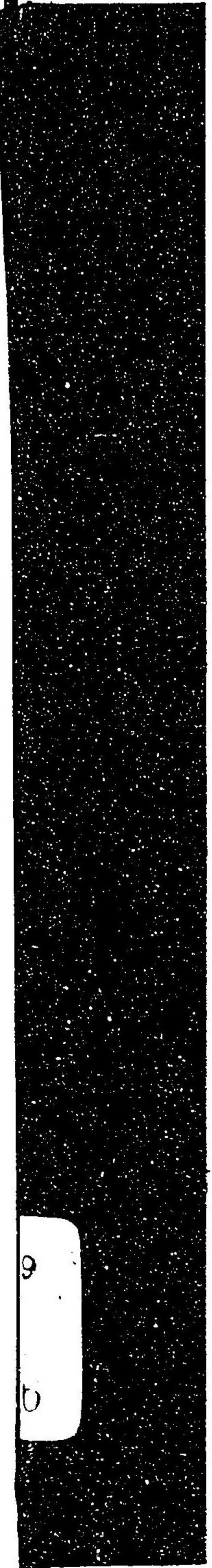
大阪東區南久太郎町四丁目百廿一番屋敷
武 田 福 藏

印 刷 者

大阪東區備後町五丁目十三番地
前 田 菊 松

大 賣 捌 所





9
0

傍訓大日本帝國憲法
議院法 會計法
衆議院議員選舉法 貴族院令
国立国会図書館

031637-000-6

特49-466

大日本帝國憲法 (傍訓)

竹添 源太郎 / 著

M22

BBE-0264



